# 



発行 19, 12, 18

# 

#### ①育児・介護関連休暇の更なる充実

- ①小学校3年生の年度末までの子: 1 箇月につき5日以内の必要な日
- 24年生から小学校6年生の年度末までの子:1箇月につき3日以内の必要な日 (注)子が2名以上であり、①及び②ともに要件を満たした場合においても、1箇月に つき5日以内の必要な日を上限とする。 制度の拡大
- (2) 介護休暇の見直し ※制度の内容は現行のまま
- 介護休職・介護休暇等の事由の証明となる書類について「<mark>要介護者が介護を要する</mark> <del>状態にある事実を証明する書類</del>」とする。※介護<u>休暇取得時の医師</u>の診断書が不要 (3) 看護休暇の見直し 要件の緩和
- の見直しを行う。

## ②高度プロフェッショナル制度に対応した規定整備 新設 高度プロフェッショナル制度(労働基準法第41条の2第1項)の適用を受ける社員につ

- ※ 現時点では、高度プロフェッショナル制度の適用対象者は決まっていない。
- ③パワーハラスメント防止規定の新設 新設

## 労働施策総合推進法が改正される

規定(服務「社員は執務場所等は 係を背景とした言動を行い、他 戒に「パワーハラスメント」を

#### ④退職手当の支給制限等の

- 在職期間中に懲戒解雇又は
- (2) 退職手当の支給制限・自 ①一般の退職手当は、懲戒解 ②諭旨解雇の処分を受けた 認められる者には、退職
- (3) 退職手当の返納の見 退職した者に対し退職
- ※ 民間企業として、会社

# とを踏まえ、「パワーハラスメント」に関する防止

て、業務上必要かつ相当な範囲を超え、優越的な関 等の就業環境を害してはならない」を追加及び懲 新設する

相当する行為をしたと認められるおそれ

の退職手当の見直し び在職期間中に懲戒解雇の処分に相当

程度の処分に相当する行為をしたと がある。

> その者が在職期間中に懲戒解雇又 える行為をしたと認められる せることがある。

> > その②へ続く

12 月 18 日に「働き方改革による働 きがいの向上のための制度の見直 し」が提案されました。そこには高 度プロフェッショナル制度に対応し た規定整備とあります。現在はまだ 対象者はいないようですが、社会の 変化などで対象となってくる社員が 予想されます。

いま現政権が「働き方改革!!」 と大きな声で叫んでいると会社の施 策が変わってきます。その関連性を 忘れてはいけません。

### 労働基準法

## 第四十一条の二

高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性 が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせる こととする業務(以下この項において「対象業務」という。)